

## 初診時・再診時にかかる選定療養費（非紹介患者等加算料）について（お知らせ）

当院は、地域医療支援病院として承認を受けたことから、令和5年10月から他の保険医療機関等からの紹介なしに受診された場合、初診時又は再診時に保険医療費とは別に、以下のとおり選定療養費の支払いが必要となります。

紹介状をお持ちでない患者さんにお支払いいただく金額（消費税込）

	9月30日まで	10月1日から
初診時	1,100円	7,700円
再診時	なし	3,300円

お支払いいただく対象となる方

初診時	紹介状なしに当院を受診される初診の患者さん
再診時	当院の医師から他の医療機関へ紹介したにも関わらず、当院で受診される患者さん

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の医療機関からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

※選定療養費（非紹介患者等加算料）について

初期の診療については、地域の診療所等のかかりつけ医で受診し、必要に応じて紹介を受けて、高度・専門医療は病院で行うという医療機関の機能分担を推進する目的で国が定めた制度です。

今後も地域医療の充実に貢献できるよう、一層努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 選定療養費（非紹介患者等加算料）の支払い対象とならない方

- ・ 緊急を要するとして救急車等で来院された患者
- ・ 公費負担制度（国、地方単独）の受給対象者※

※地方単独の公費負担医療の受給者は、国の公費負担制度の受給対象者に準ずるもの

※「小児医療助成制度（こども医療費）」、「ひとり親家族等医療医助成制度」は選定療養費の対象となります

※難病指定医療費助成など公費受給対象となる疾患が定まっている場合は、それ以外の疾患について受診される場合は、選定療養費の対象となります。

- ・ 特定健康診査、がん検診等の公的な制度に基づく健康診断の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・ 外来受診から継続して入院した患者
- ・ 当院の医師の指示により治療継続中の患者
- ・ 当院の診療科から院内紹介されて他の診療科を受診する患者
- ・ 治療継続中に他の傷病が発生して受診する患者
- ・ 前回受診から1年以内に受診する患者
- ・ 治験協力者である患者
- ・ 災害により被害を受けた患者
- ・ 労災、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ・ 重症心身障害者など医師が直接受診する必要性を特に認めた患者

## 選定療養費（非紹介患者等加算料）に関する Q & A

紹介状がなくても、受診はできます。ただし、選定療養費（非紹介患者等加算料）を保険医療費とは別にお支払いいただきます。

診察券を持っていても、担当医師が初診と判断され、紹介状を持参していない場合は、非紹介患者等加算料（初診時）をお支払いいただきます。また、非紹介患者等加算料（再診時）の対象となっている方もお支払いいただきます。

当日、紹介状を忘れた場合は、後日、紹介状をお持ちになっても、お支払いいただいた選定療養費の返金を行っておりません。紹介状は、診察をするにあたり、治療方針を決めるために、患者さんの情報（症状、治療経過、投薬状況）を知るのに初診時に必要なものだからです。

救急（休日・時間外）での受診の場合でも、救急搬送されてくるような、急を要すると判断できる受診以外は、お支払いいただきます。

通院中の患者さんは、当院の担当医師の指示により、通院治療を続けている場合は、お支払いの必要はありません。ただし、当院での治療等が終了し、担当医師から他の医療機関に紹介する申し出があった場合は、それ以後、患者さんの希望で引き続き当院を受診する場合、その都度お支払いいただきます。

他の医療機関へ紹介された後、受診する場合は、紹介先の医療機関の医師とご相談いただき、当院での治療等が必要と判断されたならば、これまでの経過等を記載した当院宛ての紹介状をご準備いただければ、ご負担なく受診できます。

次回の予約（受診）日が1年後の場合でも、当院の担当医師の指示により、受診日を予約している場合は、期間にかかわらず、お支払いいただくことはありません。

予約日に受診できなかった場合は、速やかに当院にご連絡いただき、予約日を変更してください。前回受診より1年以上経過（医師の指示がある場合は除く）した場合は、お支払いいただくことがあります。

1日に複数の診療科を受診する場合は、紹介状がない診療科を受診するなど初診に該当する診療科については、選定療養費をお支払いいただきます。

健康保険の適用には、選定療養費はなりません。保険医療費の自己負担分と、選定療養費を合わせた金額をお支払いいただきます。